令和８年度第２回横須賀市スポーツ推進審議会

日時：令和８年（2026 年）９月 28 日（月）
14 時 30 分～15 時 30 分
場所：横須賀市役所　３号館　５階　正庁

次　　第

１　議題
　横須賀市スポーツ推進計画（素案）について

２　意見交換

No.	氏　　名	区分	団　体　名　等	備考
1	石川　輝雄	団	横須賀市スポーツ推進委員協議会　副会長	1期目
2	石渡　淳史	団	横須賀市スポーツ協会 理事長	2期目
3	筧　修一	市	公募市民	2期目
4	加藤　明成	団	神奈川県パラスポーツ指導者協議会横須賀支部　会長	3期目
5	鎌原　徳宗	団	横須賀市小学校体育研究会　会長	4期目
6	佐野　美智子	団	横須賀市レクリエーション協会 副会長	2期目
7	東海林　義勝	団	横須賀市スポーツ少年団　本部長	10期目
8	鈴木　志保子	学	神奈川県立保健福祉大学　教授	8期目
9	高井　環	市	公募市民	2期目
10	林　但	団	富士見学区体育振興会　会長	2期目
11	平石　拓	団	横須賀市中学校体育連盟　会長	1期目
12	米本　篤子	団	横須賀市スポーツ指導者協議会　会長	4期目

（50音順）

区分欄 「市」公募市民、「団」関係団体の代表者、「学」学識経験者

（素案）

第2期

横須賀市
スポーツ推進計画
2027－2029

目 次

第1章 スポーツ推進計画策定について 3

1 計画策定の趣旨 3
2 本計画の位置づけ 4
3 計画期間 5

第2章 第1期計画の取組・成果 6

1 新たなスポーツ資源の創出 7
2 子どものスポーツ・体力づくりの推進 8
3 市民スポーツの推進 10
4 第1期計画全体の評価 12

第3章 スポーツを取り巻く現状と課題 13

1 少子化・高齢化の進行 13
2 中学校部活動の地域展開 14
3 気候変動の対応と安全・安心なスポーツ環境の確保 15
4 スポーツ施設の老朽化と持続可能な施設環境の整備 16
5 スポーツ基本法の改正 17
6 横須賀市スポーツ振興条例の制定 17

第4章 第2期計画の基本的な考え方 18

1 基本理念 18
2 基本方針 19
3 成果指標 19
4 施策体系 20

第5章 施策の展開 21

基本方針1 スポーツを通じた健康づくりと豊かな暮らしを推進します 21
基本方針2 誰もがスポーツに親しめる共生社会の実現を目指します 22
基本方針3 子どもたちがスポーツに親しみ健やかに成長できる環境を整えます 24
基本方針4 スポーツ資源を生かし地域活性化とまちの魅力向上を推進します 25
基本方針5 競技スポーツの推進とスポーツを支える人材育成を進めます 27
基本方針6 安全・安心で持続可能なスポーツ環境を整備します 28

参考資料 30

1 横須賀市スポーツ振興条例 30

2 用語解説・索引(50 音順) 34

第1章　スポーツ推進計画策定について

1　計画策定の趣旨

平成 23 年(2011 年)、スポーツを取り巻く環境の変化に対応し、時代に即したスポーツ政策を推進するため、「スポーツ基本法」が制定されました。その後、少子化・人口減少や気候変動、デジタル化の進展など、さらなる社会環境の変化を踏まえ、令和７年(2025 年)には同法が大規模に改正され、ウェルビーイングの向上や共生社会の実現、地域活性化など、スポーツを社会課題の解決につなげる視点が新たに示されました。

本市では、誰もが生涯にわたりスポーツに親しめる環境づくりを基本に、市民スポーツの充実や子どものスポーツ・体力づくりを進めてきました。第1期計画ではさらに、スポーツの力を生かした地域活性化にも取り組み、ウインドサーフィンやアーバンスポーツの振興、プロスポーツチームの拠点誘致・連携などを通じて、本市ならではの新たなスポーツ資源を創出し、交流やにぎわい、市の魅力向上につなげてきました。

一方、市民のスポーツ実施率や子どもの運動習慣・体力には引き続き課題がみられるほか、担い手不足や施設の老朽化、気候変動、部活動の地域展開など、スポーツを取り巻く環境も変化しています。また、創出したスポーツ資源についても、市民が日常の中で身近に感じ、その価値を享受できるよう、さらに生かしていくことが重要です。

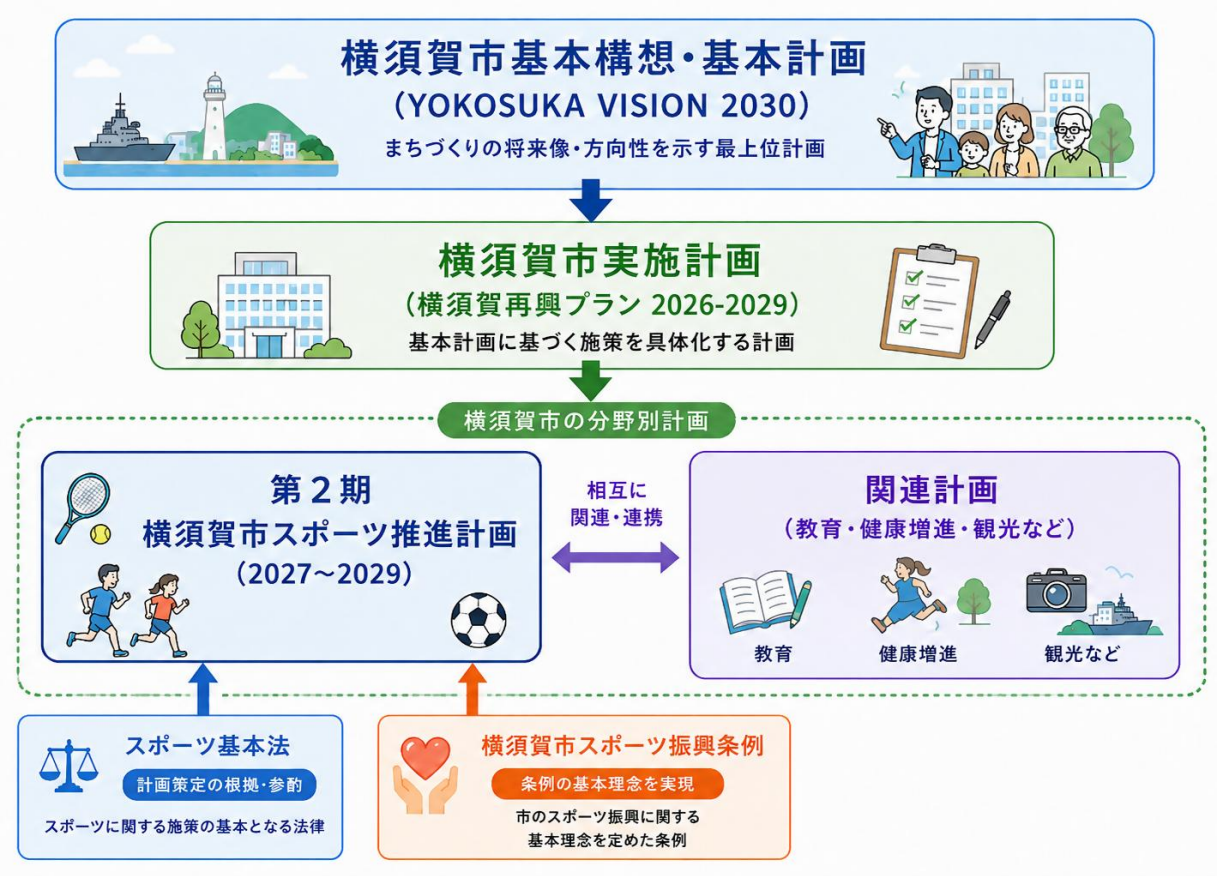
こうした中、令和 8 年(2026 年)4 月に「横須賀市スポーツ振興条例」を施行しました。本条例では、誰もが生涯にわたり、安全・安心にスポーツに親しめる環境づくりを進めるとともに、健康の保持増進、共生社会の実現、交流の促進、地域の活性化など、スポーツが持つ多様な力を生かしたまちづくりを総合的に進めていく考え方を示しています。

これらを踏まえ、第1期計画の取組を継承・発展させ、改正スポーツ基本法の趣旨を参酌するとともに、「横須賀市スポーツ振興条例」に定める基本理念を具体的な施策として実現するため、「第2期横須賀市スポーツ推進計画」を策定します。

2 本計画の位置づけ

本計画は、スポーツ基本法第 10 条に基づく地方スポーツ推進計画として、国及び神奈川県の関連計画を参酌し、本市の実情に応じたスポーツ施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

また、「横須賀市基本構想・基本計画（YOKOSUKA VISION 2030）」及び「横須賀市実施計画（横須賀再興プラン 2026-2029）」における分野別計画として、スポーツに関する施策を具体的に示すとともに、令和8年4月に施行された「横須賀市スポーツ振興条例」が掲げる基本理念を具体的な施策として体系化し、スポーツを通じた総合的なまちづくりを推進していくための計画として位置づけます。



スポーツ基本法（抜粋）

第二章　スポーツ基本計画等（地方スポーツ推進計画）

第十条　都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一　年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

横須賀市スポーツ振興条例（抜粋）

（スポーツ推進計画）

第7条　市は、この条例の基本理念の実現を目指すための施策の体系としてスポーツ推進計画を策定するものとする。

2　前項の計画は、市民、スポーツ関係団体その他のスポーツに携わる者の意見を踏まえたものとするよう努めるものとする。

3　スポーツ推進計画は、スポーツをめぐる環境の変化を反映させ、見直しを図るものとする。

3　計画期間

本計画の期間は、令和9年度（2027 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの3年間とします。

本計画は、本市の最上位計画である「横須賀市基本構想・基本計画（YOKOSUKA VISION 2030）」の着実な推進を図るとともに、その実施計画である「横須賀再興プラン 2026-2029」と計画期間を整合させ、効果的かつ一体的にスポーツ施策を推進するものです。

なお、社会情勢の著しい変化やスポーツを取り巻く環境の変化などにより、必要が生じた場合は、適宜計画内容の見直しを行います。

第2章　第1期計画の取組・成果

第1期横須賀市スポーツ推進計画では、中間見直しを経ながら、市民が身近にスポーツに親しむ機会の充実、子どもの体力・運動習慣づくり、競技スポーツの推進、スポーツ施設の整備、関係団体・企業との連携、スポーツによる地域活性化など、幅広い施策に取り組んできました。

こうした取組により、市民スポーツ教室やスポーツフェスタなどを通じたスポーツ参加機会の充実を図るとともに、学校における体力・運動習慣づくりを進めてきました。また、ウインドサーフィンワールドカップをはじめとする大規模スポーツ大会の開催、アーバンスポーツの推進、横浜DeNAベイスターズや横浜F・マリノスの拠点整備・連携などを通じ、本市ならではのスポーツ資源が形成され、スポーツによる地域活性化やまちの魅力向上にもつながりました。

1 新たなスポーツ資源の創出

第1期計画では、スポーツによる地域活性化を進めるため、本市の地域特性や魅力を生かしながら、新たなスポーツ資源の創出に取り組みました。

マリンスポーツでは、津久井浜海岸におけるウインドサーフィンワールドカップの継続開催を軸に、地域や企業等との連携、競技の普及や選手の発掘・育成などを進め、「ウインドサーフィンのまち」としての認知度向上を図ってきました。また、BMX、パルクール、ストリートダンスなどのアーバンスポーツでは、全国規模の大会を誘致・開催するとともに、体験機会の創出や競技環境の整備を進め、新たなスポーツ文化の形成に取り組みました。

さらに、横浜 DeNA ベイスターズの総合練習場の移転や、横浜 F・マリノスの練習拠点の誘致を契機として、プロスポーツチームとの連携を拡大し、地域や商店街、企業等と連携した取組や、市民との交流機会の創出などを進めました。

こうした取組により、大規模大会には多くの観覧者が訪れるとともに、市民の体験機会や地域・企業等との連携事業も広がり、ウインドサーフィン、アーバンスポーツ、ホームタウンチームといった、本市ならではのスポーツ資源が形成されました。これらは、交流人口の拡大や地域のにぎわい、まちの魅力向上など、スポーツを通じた地域活性化につながる新たな基盤となっています。

一方で、大会やイベントによるにぎわいを一過性のものとせず、日常的な来訪や市内周遊につなげていくことが必要です。また、これまでに形成したスポーツ資源をさらに磨き、その価値を市民の体験や交流、応援などへ広く展開するとともに、マリンスポーツやアーバンスポーツ等を本市を象徴するスポーツ文化として定着させていくことが課題となっています。

観覧人数	体験人数	連携事業
約20万人	2,000人超	50件超
R7年度実績	R7年度実績	第1期計画期間中の延べ件数

2 子どものスポーツ・体力づくりの推進

第1期計画では、子どもたちがスポーツに親しみ、健やかに成長できるよう、学校体育を中心とした体力向上や運動習慣づくりに取り組みました。

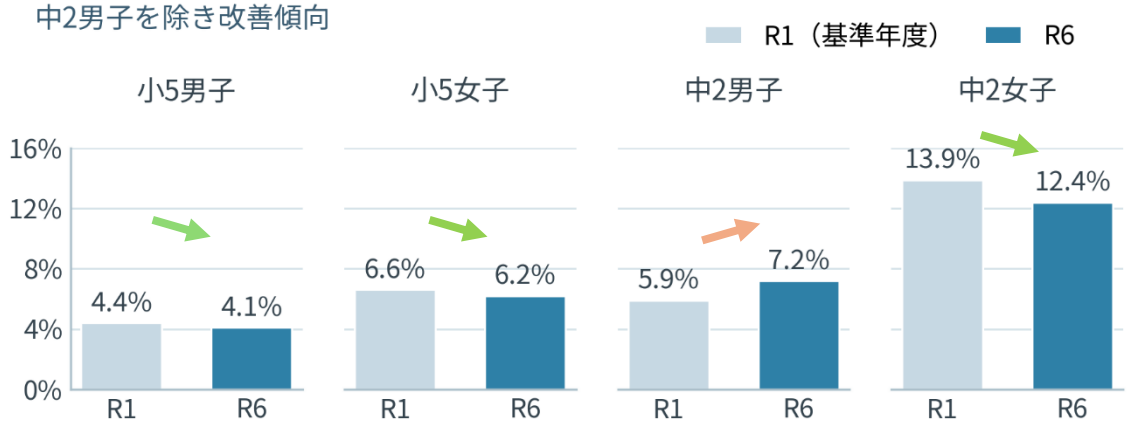
各学校では、「健康・体力向上プラン」に基づき、児童生徒の実態に応じた取組を進めるとともに、リズムトレーニングなどを取り入れ、楽しみながら体を動かす機会の充実を図りました。また、部活動指導員の派遣や大会への選手派遣支援などにより、子どもたちが継続してスポーツに取り組める環境づくりを進めました。

さらに、スポーツ能力測定会では、子どもたちの運動能力を測定し、それぞれの特性に合ったスポーツとの出会いや、スポーツに挑戦するきっかけづくりを行いました。また、専門医や理学療法士等と連携したスポーツ障害予防にも取り組み、成長期の子どもたちが安全にスポーツを続けられる環境づくりを進めました。

こうした取組を通じて、学校教育を中心に、子どもたちが運動やスポーツに親しむ基盤づくりを進めてきました。一方で、運動をほとんどしない児童生徒の増加や体力の低下もみられており、子どもたちの運動習慣の二極化への対応が今後の課題となっています。

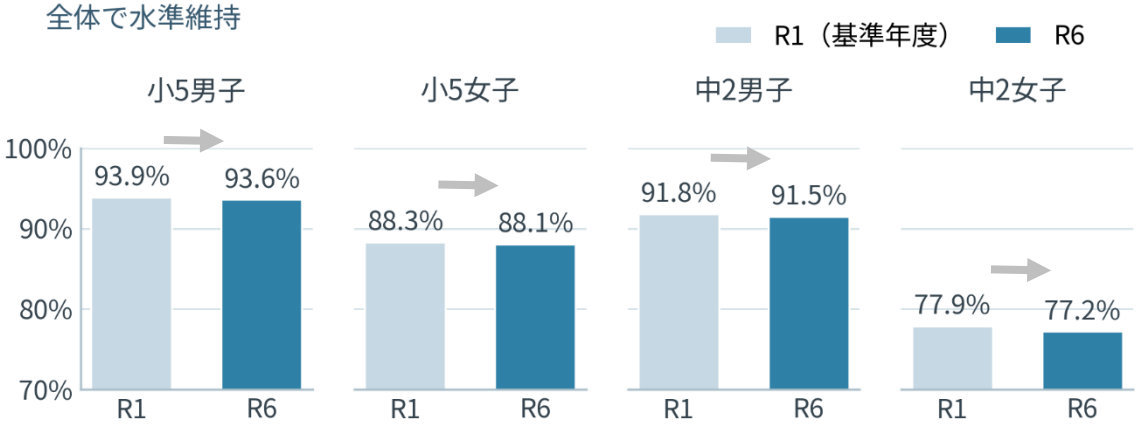
1週間の総運動時間が0分の児童生徒の割合

中2男子を除き改善傾向



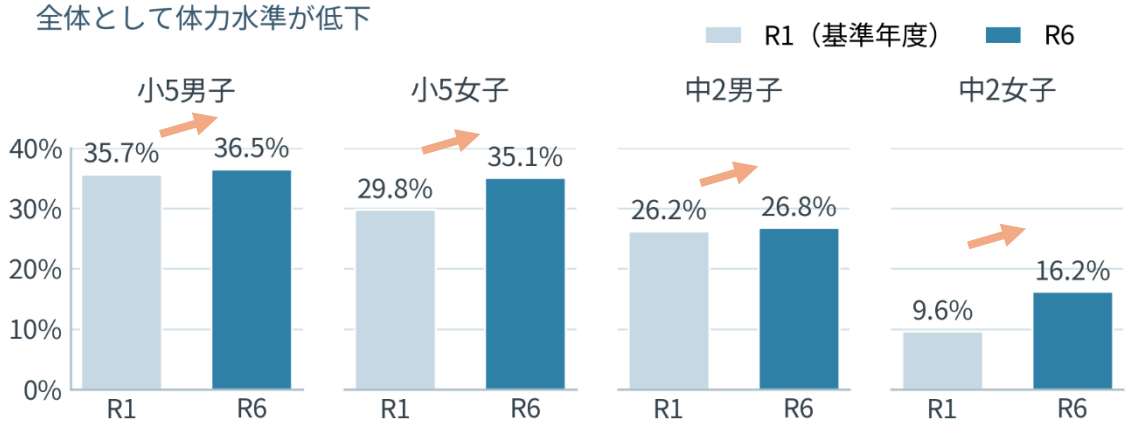
「運動が好き・やや好き」と回答した児童生徒の割合

全体で水準維持



新体力テスト総合評価D・Eの児童生徒の割合

全体として体力水準が低下



出典：横須賀市児童生徒体力・運動能力、運動習慣等調査報告書

3 市民スポーツの推進

第1期計画では、市民が年齢や体力、ライフスタイルに応じて、日常的にスポーツに親しむことができるよう、市民スポーツの充実に取り組みました。

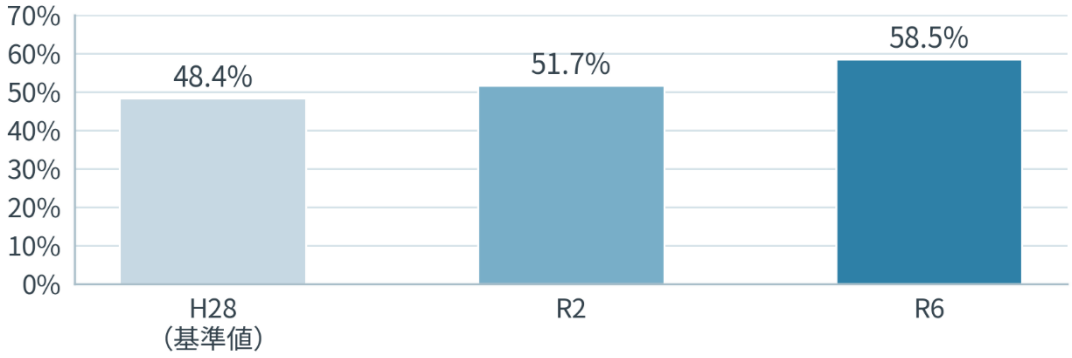
市民スポーツ教室やよこすかスポーツフェスタをはじめ、各種スポーツ・レクリエーション行事を実施するとともに、総合型地域スポーツクラブやスポーツ関係団体等と連携し、市民が気軽にスポーツを始め、継続できる機会の充実を図りました。また、障害のある方もスポーツに親しめるよう、パラスポーツの体験機会や交流の場の充実にも取り組みました。

あわせて、市民が安全で快適にスポーツを楽しめるよう、体育会館や運動公園等のスポーツ施設について、機能性や利便性の向上を図るとともに、新たなスポーツの場の創出や学校体育施設の開放など、活動場所の確保・充実を進めました。

こうした取組により、市民がスポーツに親しむ機会は着実に広がっている一方で、スポーツを実施していない層も一定数いることから、今後は多様なニーズに応じた参加機会をさらに充実させていく必要があります。

成人の週1回以上のスポーツ実施率

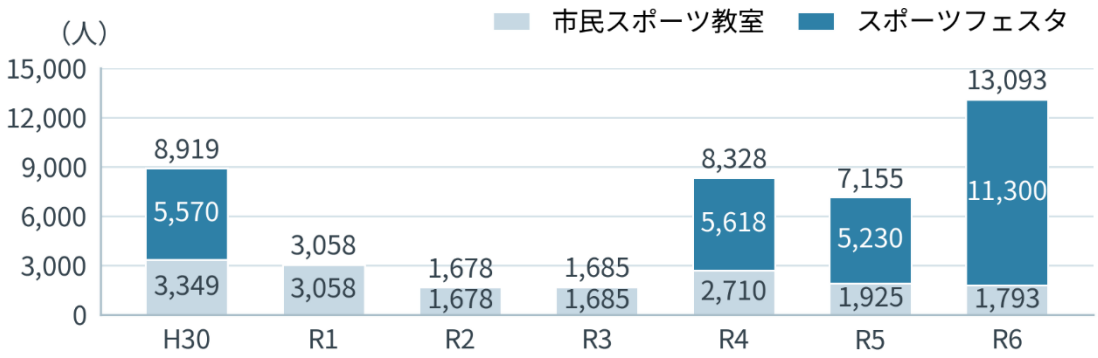
基準値から10.1ポイント上昇



出典：横須賀市教育アンケート

市民スポーツ教室・スポーツフェスタ参加者数の推移

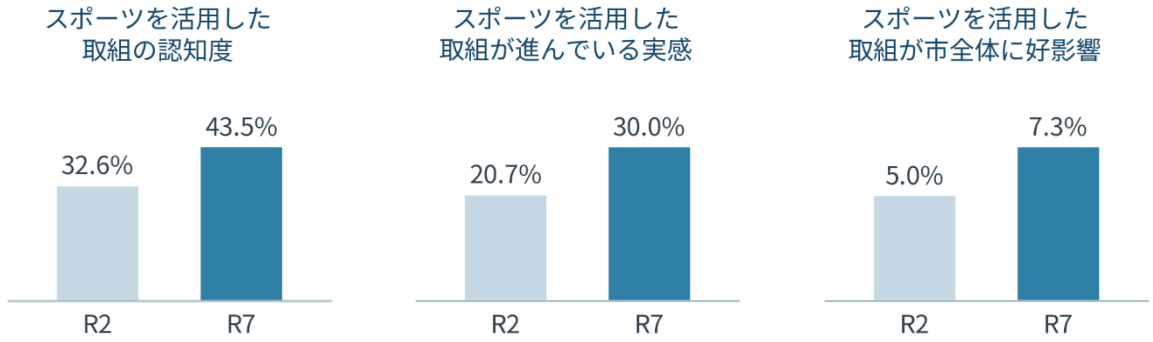
新型コロナウイルスの影響で落ち込んだものの、回復し、過去最多を記録



出典：横須賀市文化スポーツ観光部スポーツ振興課調べ

4　第1期計画全体の評価

第1期計画に基づく取組を進めた結果、市民アンケートでは、本市のスポーツの取組に対する認知度や、取組が進んでいるという実感、市全体への好影響に対する評価がいずれも上昇しています。



出典：横須賀市民アンケート報告書（令和2年度、令和7年度）

こうした評価の高まりを踏まえ、第2期計画では、これまでの取組を継続・発展させるとともに、創出したスポーツ資源を、市民が日常の中でより身近に感じ、その価値を享受できるよう、さらに生かしていくことが重要です。

第3章　スポーツを取り巻く現状と課題

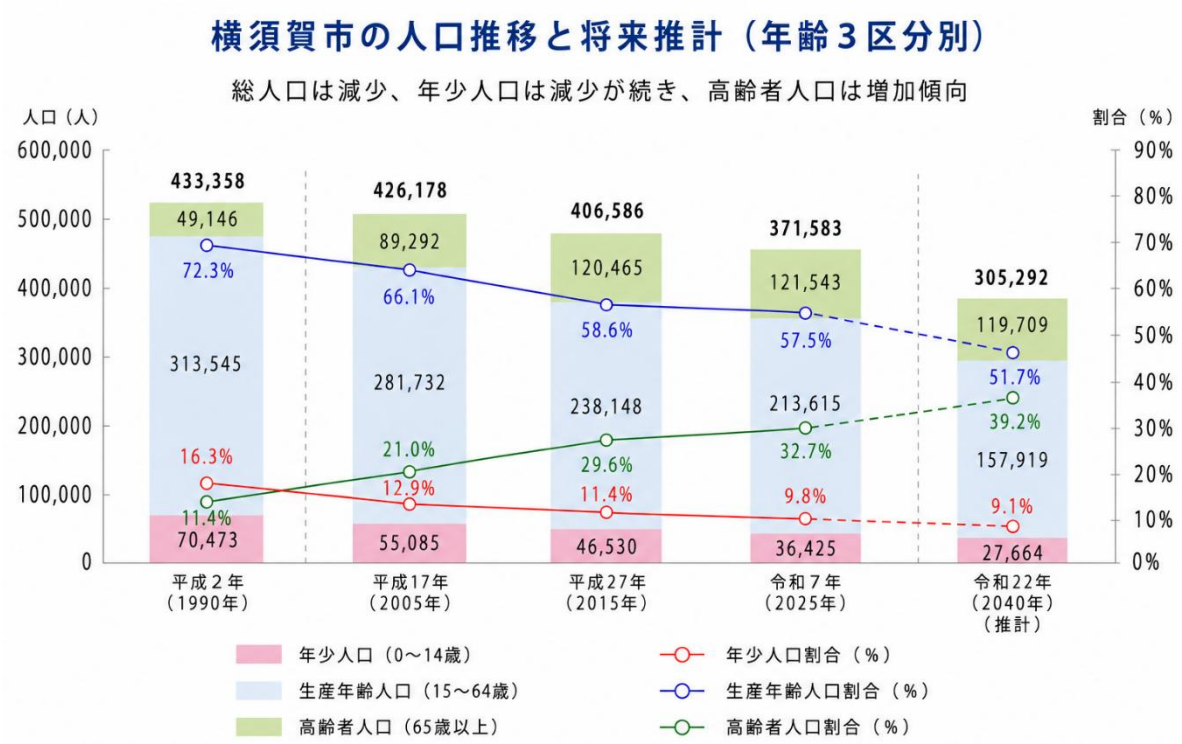
1　少子化・高齢化の進行

全国的には人口減少が進行しており、本市でも少子高齢化が顕著となっています。

少子化に伴い、地域によっては子どもの人数の減少により、これまでと同じ地域や学校単位ではチームを編成することが難しくなるなど、子どもたちが継続してスポーツに親しむ環境の確保が課題となっています。また、地域のスポーツ活動を支えてきた指導者や運営者の高齢化も進んでおり、競技団体や地域スポーツクラブ、スポーツイベントなどを支える担い手の確保・育成が求められています。

一方、高齢化の進行に伴い、健康の保持増進や介護予防、生活の充実、地域とのつながりの維持という観点から、生涯にわたりスポーツに親しむことの重要性は一層高まっています。

こうした人口構造の変化を踏まえ、世代や地域の状況に応じたスポーツ機会を確保するとともに、地域のスポーツ活動を持続的に支える人材や仕組みづくりを進めていく必要があります。



出典：総務省「国勢調査」、横須賀市人口ビジョンによる推計を基に作成

2　中学校部活動の地域展開

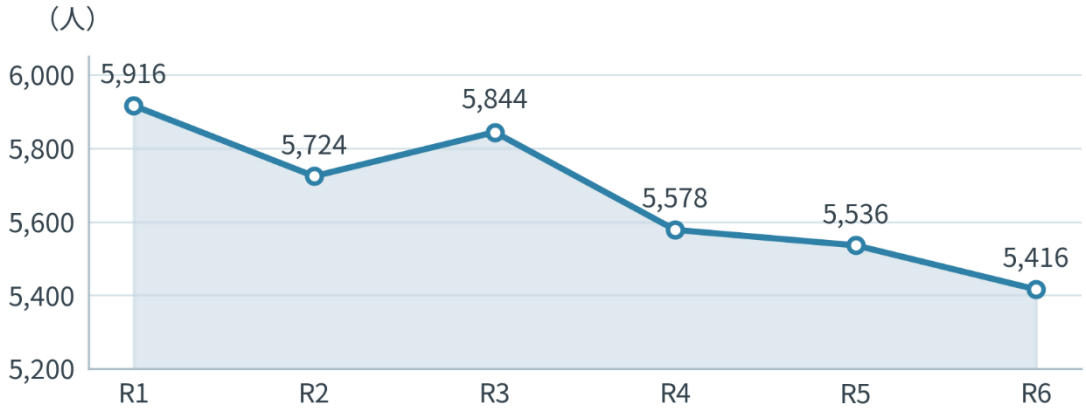
令和元年（2019年）、学校における働き方改革や少子化への対応を背景として、中学校部活動を学校単位の活動から地域全体で支える仕組みへ転換する方向性が国から示されました。

その後、令和4年（2022年）12月には、スポーツ庁及び文化庁により「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が策定され、地域の実情に応じた段階的な地域展開が進められています。

本市においても、令和7年（2025年）10月から休日における合同部活動を開始し、地域のスポーツ団体や関係機関と連携しながら、中学生が継続してスポーツ・文化活動に取り組める環境づくりを進めています。

今後は、学校と地域がそれぞれの役割を担いながら、地域全体で子どもたちの活動を支える持続可能な仕組みを構築していくことが求められています。

横須賀市立中学校の運動部員数の推移



出典：横須賀市中学校体育連盟「運動部活動入部状況調査」より算出

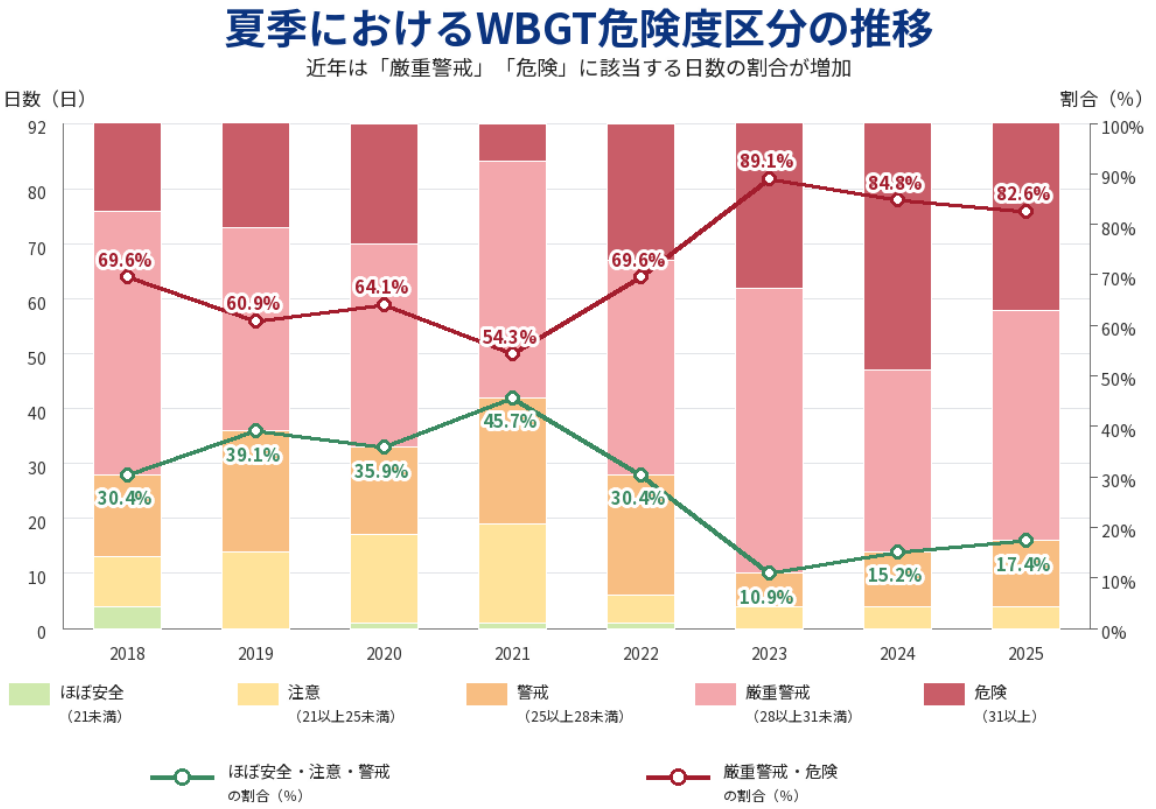
3　気候変動の対応と安全・安心なスポーツ環境の確保

近年、地球温暖化の進行に伴い、全国的に猛暑日や熱帯夜の増加、集中豪雨の頻発など、気候変動の影響が顕在化しています。本市においても、夏季の高温化が進んでおり、屋外でのスポーツ活動やイベントの実施に大きな影響を及ぼしています。

特に、熱中症による健康被害のリスクが高まっていることから、スポーツ活動においては、活動時間や実施方法の見直し、水分補給や休憩の徹底など、安全を最優先とした対応が求められています。また、子どもや高齢者、障害のある方などへの配慮を含め、誰もが安全・安心してスポーツに親しむことができる環境づくりが重要となっています。

こうした状況を踏まえ、国においてもスポーツ基本法の改正により、スポーツ活動における安全の確保や気候変動への対応の重要性が示されています。

今後は、気候変動による影響を踏まえた安全対策を進めるとともに、事故やスポーツ障害の予防なども含め、市民が安全・安心に継続してスポーツに親しめる環境づくりを進めていく必要があります。



出典：環境省「熱中症予防情報サイト（暑さ指数（WBGT）、三浦地点）」を基に作成

注：各年 7～9 月の各日最高 WBGT により危険度区分を分類し、区分別の日数及び割合を集計

4　スポーツ施設の老朽化と持続可能な施設環境の整備

本市の体育会館や運動施設の多くは、昭和50年代から平成初期にかけて整備されており、施設や設備の老朽化が進んでいます。安全で快適なスポーツ環境を維持していくためには、限られた財源の中で、計画的な改修や適切な維持管理を進めていくことが重要な課題となっています。

また、人口減少や利用ニーズの多様化に加え、猛暑等の気候変動への対応、バリアフリー化など、スポーツ施設に求められる役割も変化しています。

今後は、施設の長寿命化や計画的な改修を進めるとともに、学校体育施設を含めた既存施設の有効活用や効率的な管理運営を図りながら、年齢や障害の有無などにかかわらず、誰もが安全・安心で利用しやすい施設環境を整えていく必要があります。

●主なスポーツ施設の概要　（R8.4月現在）

施設名称	所在地	建築年度	築年数
総合体育会館 メインアリーナ	不入斗町1-2	S53年度 （1978年度）	48年
南体育会館	久里浜6-14-1	S57年度 （1982年度）	44年
くりはま花の国 プール	神明町1821-12	S60年度 （1985年度）	41年
西体育会館	長坂1-2-3	S60年度 （1985年度）	41年
北体育会館	夏島町2	S63年度 （1988年度）	38年
総合体育会館 サブアリーナ	不入斗町1-2	H8年度 （1996年度）	30年
横須賀スタジアム	夏島町2	H8年度 （1996年度）	30年
佐島の丘 温水プール	佐島の丘1-1-1	H22年度 （2010年度）	16年
リーフスタジアム	佐原2-2-10	H24年度 （2012年度）	14年

5 スポーツ基本法の改正

スポーツ基本法の制定から14年が経過する中で、少子高齢化の進行や価値観の多様化、気候変動への対応、共生社会の実現など、スポーツを取り巻く社会環境は大きく変化しました。こうした状況を踏まえ、令和7年（2025年）には、制定後初となる大規模な法改正が行われました。

改正法では、従来の「する」「みる」「ささえる」に加え、新たに「集う」「つながる」という視点が位置付けられるとともに、スポーツを通じたウェルビーイングの向上、地域活性化やまちづくりとの連携、スポーツ施設の計画的整備、スポーツ事故防止や気候変動への対応、中学校部活動の地域展開、暴力やハラスメントの防止などが盛り込まれました。

スポーツに求められる役割は、競技力の向上や健康づくりにとどまらず、人と人とのつながりを育み、地域社会の活力や一人ひとりの豊かな暮らしにつながるものへと広がっています。本計画においても、こうした法改正の趣旨を踏まえ、スポーツが持つ多様な力を生かした施策を推進していく必要があります。

6 横須賀市スポーツ振興条例の制定

横須賀市議会において、スポーツを核とした活力あるまちづくりをさらに進めるため、令和5年（2023年）に「スポーツ振興検討協議会」を設置し、本市におけるスポーツ振興のあり方について検討を重ね、「横須賀市スポーツ振興条例」が制定（令和8年4月施行）されました。

本条例は、市民の誰もが生涯にわたりスポーツを楽しみ、心身ともに健康で心豊かな生活を送ることができる環境づくりを進めるとともに、交流の促進や地域の活性化など、スポーツが持つ多様な価値を生かしたまちづくりを推進することを目的としています。

一方で、少子高齢化の進展やライフスタイルの多様化、地域のつながりの希薄化など、社会環境は大きく変化しています。こうした中、スポーツに求められる役割はますます広がっており、条例の理念を実現するため、多様な主体と連携しながらスポーツ施策を総合的かつ計画的に推進していくことが求められています。

第4章　第2期計画の基本的な考え方

1　基本理念



スポーツには、人々の心と身体の健康を育み、喜びや充実感をもたらすとともに、人と人とのつながりを生み、地域に活力をもたらす力があります。

本市では、誰もが生涯にわたりスポーツに親しむことのできる環境づくりを引き続き進めるとともに、豊かな自然やホームタウンチームなど、本市ならではのスポーツ資源をさらに発展させていきます。

こうしたスポーツ資源を生かし、人と人との交流や地域のにぎわい、子どもたちの夢や可能性を育み将来の選択肢を広げる環境、地域や企業との新たなつながりや取組、地域への愛着や誇りなど、スポーツが生み出すさまざまな価値を地域や市民の暮らしへと広げ、市民一人ひとりがスポーツをより身近に感じ、その価値を享受できるまちを目指します。

2 基本方針

基本理念の実現に向け、スポーツを取り巻く社会環境の変化やスポーツ基本法の改正、横須賀市スポーツ振興条例の施行、第１期計画の成果や課題を踏まえ、スポーツが持つ多様な力を生かした施策を総合的に推進するため、次の６つの基本方針を定めます。

〈〈〈 基本方針 〉〉〉

1. スポーツを通じた健康づくりと豊かな暮らしを推進します
2. 誰もがスポーツに親しめる共生社会の実現を目指します
3. 子どもたちがスポーツに親しみ健やかに成長できる環境を整えます
4. スポーツ資源を生かし地域活性化とまちの魅力向上を推進します
5. 競技スポーツの推進とスポーツを支える人材育成を進めます
6. 安全・安心で持続可能なスポーツ環境を整備します

3 成果指標

本計画の推進により目指す姿の実現に向け、以下の成果指標を設定し、計画全体の成果を総合的に確認します。

成果指標	目標値（2029年度末）
❶ 市民の「週１回以上」スポーツ実施率	70％以上
❷ 「する・みる・ささえる」いずれかへの参画率	90％以上
❸ スポーツを通じて「日々の生活に活力が生まれ、幸福度が向上した」と感じる市民の割合	70％以上
❹ 「スポーツが盛んな環境にある」と感じる市民の割合	90％以上

※スポーツに関するアンケート等に基づく指標を設定しています。

4 施策体系

基本理念の実現に向け、横須賀市スポーツ振興条例の基本理念や改正スポーツ基本法の趣旨、第１期計画の成果と課題を踏まえ、6つの基本方針のもとで18の施策を体系的に推進します。



第5章　施策の展開

基本方針1　スポーツを通じた健康づくりと豊かな暮らしを推進します

市民一人ひとりがライフステージや健康状態に応じてスポーツに親しみ、生涯にわたり心身ともに健康で、心豊かに暮らすことができる環境づくりを推進します。また、スポーツを通じた交流や社会参加を促進し、市民のウェルビーイング向上を目指します。

施策1｜ライフステージに応じたスポーツ機会の充実

子どもから高齢者まで、それぞれのライフステージや目的に応じてスポーツに親しむことができる機会の充実を図ります。

〈〈〈 主な取組 〉〉〉

- 世代や生活状況に応じたスポーツ参加・体験機会の充実
- 働く世代など、スポーツに親しむ機会が少ない人へのきっかけづくり
- 地域における身近なスポーツ活動機会の充実

施策2｜スポーツを通じた健康づくりの推進

スポーツを健康づくりや介護予防につなげ、市民一人ひとりの健康の保持・増進を図るとともに、生涯にわたり健やかに暮らせる環境づくりを進めます。

〈〈〈 主な取組 〉〉〉

- 運動を通じたフレイル・介護予防の推進
- ヘルスケアデータを活用した健康・介護予防支援
- 地域や企業等と連携した健康づくり・介護予防活動の推進

施策3｜スポーツへの多様な参加機会の充実

スポーツを通じた交流や社会参加、地域での役割づくりなど、多様な形でスポーツに関わることができる機会の充実を図ります。

〈〈〈 主な取組 〉〉〉

- スポーツを通じた交流・社会参加の促進
- スポーツを通じた地域での役割づくり
- e スポーツ等を活用した多様な交流・参加機会の充実

基本方針2　誰もがスポーツに親しめる共生社会の実現を目指します

年齢、性別、障害の有無、国籍その他の状況にかかわらず、誰もがスポーツを楽しみ、交流し、活躍できる環境づくりを進めます。多様な人々がスポーツを通じて互いを理解し支え合う共生社会の実現を目指します。

施策1｜誰もが参加しやすいスポーツ環境の整備

年齢や障害の有無等にかかわらず、誰もが安心してスポーツに参加できる環境づくりを推進します。

〈〈〈 主な取組 〉〉〉

- スポーツ施設のバリアフリー化・合理的配慮の推進
- 多様なニーズに配慮したスポーツ機会の充実
- 身近な場所で参加できるスポーツ環境の充実

施策2｜障害者スポーツ・パラスポーツの推進

障害のある方のスポーツ活動を支援するとともに、障害の有無にかかわらず互いに理解し支え合う共生社会の実現を目指します。

〈〈〈 主な取組 〉〉〉

- 障害者スポーツ・パラスポーツの普及促進
- 障害者スポーツの体験・交流機会の充実
- 障害者のスポーツ参加・活動支援

施策3｜スポーツを通じた交流の促進

スポーツを通じて、世代や地域、文化的背景などを超えた多様な人々の交流を促進し、地域コミュニティの活性化を図ります。

〈〈〈 主な取組 〉〉〉

- 世代や地域を超えた交流機会の充実
- 多様な人が共に楽しむスポーツ交流の推進

基本方針3　子どもたちがスポーツに親しみ健やかに成長できる環境を整えます

子どもたちがスポーツの楽しさや達成感を体験し、生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を育むことができるよう、多様なスポーツ機会の充実を図ります。また、部活動の地域展開など環境変化に対応し、継続してスポーツに取り組める環境づくりを進めるとともに、トップアスリート等との交流を通じて、夢や希望を抱き、挑戦する心を育みます。

施策1｜子どもたちがスポーツに親しむ機会の充実

子どもたちがスポーツの楽しさに触れ、運動習慣を身に付けながら、生涯にわたりスポーツに親しむことができるよう、多様なスポーツに出会う機会の充実を図ります。

〈〈〈 主な取組 〉〉〉

- 気軽にスポーツに親しめる環境の充実
- 多様なスポーツとの出会い創出
- トップアスリート等との交流による夢や興味の創出

施策2｜学校・地域と連携したスポーツ環境づくり

学校・地域・スポーツ団体等が連携し、子どもたちが継続してスポーツに取り組める環境づくりを進めます。

〈〈〈 主な取組 〉〉〉

- 学校部活動の地域展開の推進
- 地域における子どものスポーツ活動の充実

施策3｜スポーツを通じた健やかな成長の支援

子どもたちの発達段階に応じたスポーツを通じて、体力の向上や運動習慣の形成を図るとともに、豊かな心と社会性を育みます。

〈〈〈 主な取組 〉〉〉

- スポーツを通じた体力向上・運動習慣づくりの推進
- スポーツを通じた豊かな心と社会性の育成

基本方針4　スポーツ資源を生かし地域活性化とまちの魅力向上を推進します

本市が有する豊かな自然環境やホームタウンチームなどのスポーツ資源を生かし、スポーツによる交流人口の拡大や地域のにぎわい創出を図ります。また、スポーツを通じて市民の地域への愛着や誇りを育み、本市ならではの魅力あるまちづくりを推進します。

施策1｜スポーツイベント・スポーツツーリズムの推進

スポーツ大会や合宿などを通じて交流人口を拡大し、市内周遊につなげることで、地域の活性化を図ります。

〈〈〈 主な取組 〉〉〉

- ウインドサーフィン・BMX・パルクール・ストリートダンス等の大会開催
- 大規模スポーツ大会・合宿等の誘致
- 大会観覧者や参加者の市内周遊促進

施策2｜ホームタウンチームを生かした地域の魅力向上

ホームタウンチームが持つ魅力や発信力を生かし、地域のにぎわいや応援機運の醸成を図ります。

〈〈〈 主な取組 〉〉〉

- ホームタウンチームが持つ影響力や資源を活用した誘客・観光PR
- 地域・地元企業・商店街等との連携促進
- 交流機会の促進・応援機運の醸成

施策3｜地域資源を生かしたスポーツ文化の定着と新たな魅力の創出

本市の自然環境や特色あるスポーツ資源を生かし、日常的にスポーツを楽しめる環境を広げることで、スポーツ文化の定着を進めるとともに、新たな魅力の創出を図ります。

〈〈〈 主な取組 〉〉〉

- マリンスポーツ・アーバンスポーツ等の普及・体験機会の充実
- 愛好者が日常的に集う環境づくり
- ｅスポーツ等の普及促進

基本方針5　競技スポーツの推進とスポーツを支える人材育成を進めます

競技力向上を目指す選手や団体への支援を行うとともに、将来を担うアスリートの育成を推進します。また、指導者やスポーツボランティア、スポーツ推進委員、地域クラブ関係者など、スポーツを支える多様な人材の育成と活動支援を進めます。

施策1｜競技スポーツの推進

競技力向上を目指す選手や競技団体を支援し、本市の競技スポーツの振興を図ります。

〈〈〈 主な取組 〉〉〉

- 競技大会開催及び競技団体・競技者への支援
- 競技力向上の推進
- 横須賀ゆかりの選手・チームの情報発信

施策2｜将来を担うアスリートの育成

ジュニアアスリートの発掘・育成を進めるとともに、トップレベルの競技に触れる機会を通じて、将来の活躍を目指す選手の育成を支援します。

〈〈〈 主な取組 〉〉〉

- ジュニアアスリートの発掘・育成
- トップレベルの競技に触れる機会の充実

施策3｜スポーツを支える人材の育成と連携

指導者やボランティアなどスポーツを支える人材の育成・確保を進めるとともに、スポーツ関係団体や企業など多様な主体との連携を図り、地域のスポーツ活動を支えます。

〈〈〈 主な取組 〉〉〉

- 指導者・ボランティア等スポーツを支える人材の育成・確保
- 企業・大学・スポーツ団体等との連携
- スポーツを通じた「ささえる」活動への参画促進

基本方針6　安全・安心で持続可能なスポーツ環境を整備します

スポーツ施設の計画的な整備や長寿命化を進めるとともに、学校体育施設等の有効活用を図ります。また、気候変動による猛暑等への対応やスポーツ活動における安全対策を推進し、市民が安心してスポーツに親しめる環境づくりを進めます。

施策1｜快適で利用しやすいスポーツ施設環境の整備

市民が快適で利用しやすいスポーツ環境を確保するため、施設の機能や利便性の向上を図るとともに、計画的な改修・長寿命化を進めます。

〈〈〈 主な取組 〉〉〉

- スポーツ施設の機能・利便性向上
- スポーツ施設の計画的改修・長寿命化

施策2｜安全・安心にスポーツができる環境づくり

猛暑等の気候変動やスポーツ障害、事故などへの対策を進めるとともに、誰もが安全に安心してスポーツに取り組める環境づくりを進めます。

〈〈〈 主な取組 〉〉〉

- 気候変動に対応したスポーツ活動の推進
- スポーツ障害予防・安全管理の推進
- 誰もが安心してスポーツに取り組める適切な活動環境の確保

施策3｜持続可能なスポーツ環境の充実

既存施設の有効活用や民間活力の導入などにより、持続可能なスポーツ環境づくりを進めます。

〈〈〈 主な取組 〉〉〉

- 学校体育施設等の有効活用
- 効率的で持続可能な施設運営

参考資料

1 横須賀市スポーツ振興条例

（目的）

第１条　この条例は、スポーツを核としたまちづくりの基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、スポーツ振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、市民の誰もが生涯にわたりスポーツを楽しみ、もって市民の心身ともに健康で心豊かな生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）スポーツとは、心身の健全な発達、健康の保持増進及び体力の向上、精神的な充足感の獲得等のために、個人又は集団により行われる運動競技及び趣味又は健康を目的とする運動、野外活動、レクリエーション等の健康を意識して身体を動かすことをいう。

（2）市民とは、市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

（3）スポーツ関係団体とは、市内においてスポーツを「する」「みる」「ささえる」活動を行う全ての団体をいう。

（4）スポーツ活動とは、スポーツの実施、指導、観戦、スポーツイベントの運営等のスポーツを「する」「みる」「ささえる」活動等をいう。

（基本理念）

第３条　スポーツを核としたまちづくりのために、市民、スポーツ関係団体及び市が協働して、次に掲げる事項を基本として進めなければならない。

（1）市民一人一人が自らの健康状態に応じて、スポーツ活動に親しみ健康の保持増進ができること。

（2）全ての市民が生涯にわたりスポーツに親しむことができる機会が確保されるように努めること。

（3）障害者が自主的かつ主体的にスポーツ活動を行うことができるよう、障害の程度及び特性に応じて必要な配慮がなされるよう努めること。

（4） 市民の安全・安心の確保が図られるとともに、健全かつ誠実なスポーツ活動が実施されるように努めること。

（5） スポーツを通じ、世代間及び地域間の交流並びに国際交流を促進し、地域の活性化を図ること。

（市の責務）

第 4 条　市は、この条例の基本理念にのっとり、スポーツを核としたまちづくりを推進するため、スポーツ関係団体と連携を図りながら、スポーツ振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

（市民の役割）

第 5 条　市民は、スポーツに対する関心及び理解を深め、自主的かつ積極的にスポーツに親しみ、又は楽しむことにより、心身の健康の保持増進及び体力の向上に努めるものとする。

2　市民は、自らがスポーツ活動の担い手であることを認識し、スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことにより、スポーツ活動への積極的な参画に努めるものとする。

（スポーツ関係団体の役割）

第 6 条　スポーツ関係団体は、市民がスポーツに親しむことができる機会を提供し、スポーツの普及及び市民のスポーツに関する技能向上のための活動等を通じてスポーツの振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（スポーツ推進計画）

第 7 条　市は、この条例の基本理念の実現を目指すための施策の体系としてスポーツ推進計画を策定するものとする。

2　前項の計画は、市民、スポーツ関係団体その他のスポーツに携わる者の意見を踏まえたものとするよう努めるものとする。

3　スポーツ推進計画は、スポーツをめぐる環境の変化を反映させ、見直しを図るものとする。

（生涯にわたるスポーツ活動の推進）

第 8 条　市は、市民が日頃からスポーツに親しめるようスポーツ活動への参加を促し、生涯にわたって体力、適性、健康状態等に応じてスポーツ活動を継続することで、心身ともに健康で幸福な生活を営むことができる機会の確保及び環境整備を進めるために必要な施策を講ずるものとする。

2　市は、スポーツと健康の関連性、スポーツ活動を行う上での効果的な方法等について知見を蓄積し、当該知見をもって生涯にわたるスポーツ活動の習慣化を促進することにより、市民の健康保持増進を図るものとする。

（障害者スポーツの推進）

第９条　市は、障害の有無にかかわらず誰もがスポーツを共に楽しみ、互いに尊重しつつ体を動かす喜びを感じることができる機会を提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2　市は、広く市民が障害者スポーツへの関心を高め、理解を深めることができるよう、周知及び交流の促進に努めるものとする。

3　市は、障害者が自主的かつ主体的にスポーツ活動に参加することができるよう、障害者スポーツを実践しているスポーツ関係団体の情報を収集し、スポーツ活動に参加しようとする障害者への情報提供を行うとともに、スポーツ活動に参加できる機会の提供を図るよう努めるものとする。

4　市は、障害者が安全かつ安心してスポーツ活動を行うことができるよう、市のスポーツ施設の積極的なバリアフリー化を推進するものとする。

（子どものスポーツ機会の充実）

第 10 条　市は、子どもの心身の健全な発達及び体力の向上が図られるよう、学校、スポーツ関係団体、家庭等と連携し、子どもに対するスポーツ活動の機会の提供及び充実に向けた取組を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

2　市は、子どもがスポーツ活動に積極的に参加し、生涯にわたりスポーツに親しみ、充実したスポーツ活動を行うことができるよう、科学的知見及び医学的知見を生かしたスポーツに関する知識及び技能の習得に対する支援、スポーツ活動ができる環境の整備、人材の確保その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（スポーツにおける健全性等の向上）

第 11 条　市は、市民がスポーツ活動を行う際に、心身の安全・安心が確保できるよう、体罰、暴力及びその他のハラスメント行為の防止並びにスポーツ事故その他スポーツによって生じる怪我等の防止及び軽減を図るために必要な施策を講ずるものとする。また、マナー及びモラルの向上により、「する」「みる」「ささえる」のあらゆる立場において健全かつ誠実なスポーツ活動の促進を図るものとする。

（スポーツへの関心の醸成）

第 12 条　市は、スポーツに関する施策を策定するときには、体力、年齢、性別その他の事情にかかわらず、様々な人がスポーツの持つ価値を理解し、及び関心を持ち、スポーツに親しむ機会を得られるよう特に留意するものとする。

2　市は、スポーツ関係団体と連携し、あらゆるスポーツの普及を行い、市民が気軽に取り組むことができるよう必要な施策を講ずるものとする。

3　市は、市民のスポーツへの関心を高めるため、プロスポーツチーム等との連携及び新しいスポーツ文化の創造に積極的に取り組むよう努めるものとする。

（自然環境を活用したスポーツの普及）

第 13 条　市は、本市の特性である豊かな自然環境の保全に配慮しつつ、これを活用したスポーツの普及のために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（スポーツによる地域振興）

第 14 条　市は、人と人との世代間交流及び地域間交流並びに国際交流を促進し、地域の活性化及び連帯感の醸成を図るため、スポーツ活動への支援その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2　市は、スポーツ関係団体と協力して、あらゆる地域資源及び観光資源を活用し、スポーツに関する各種大会並びに競技会、イベント及び合宿の開催又は誘致に積極的に取り組むものとする。また、地域の賑わいや活力の向上につながるよう、その環境整備及び施策の充実に努めるものとする。

3　市は、スポーツ関係団体と協力して、地域に根差したスポーツ活動を継続して行うことができるようスポーツ活動に寄与する人材の確保及び育成に努めるものとする。

附　則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 用語解説・索引（50 音順）

- アーバンスポーツ
  スケートボード、BMX、ブレイキンなど、身近な都市の中ででき、音楽やファッション等のカルチャー要素が加わったスポーツ。自分も、仲間も、初心者も、上級者も、みんなが同じフィールドで 楽しみ、相手の繰り出す技に対してリスペクトするといったカルチャーが特徴的。

- e スポーツ
  「エレクトロニック・スポーツ」の略称で、コンピューターゲームやビデオゲームを用いて、個人やチームで対戦する競技。年齢や身体的条件にかかわらず参加しやすく、多様な人との交流をはじめ、様々な分野での活用も期待されている。

- ウェルビーイング
  身体的・精神的・社会的に良好な状態にあり、一人ひとりが幸福を感じ、自分らしく心豊かに暮らしている状態を意味する概念。

- スポーツ推進委員
  スポーツ基本法に基づき、市町村の長がスポーツの推進に係る体制の整備を図るために委嘱する者。住民に対するスポーツの指導、助言のほか、小学校の運動会や市町村の体育大会等の運営役員など、住民の身近な立場からスポーツ振興施策を推進している。

- スポーツツーリズム
  スポーツを目的またはきっかけにして、地域を訪れて滞在し、観光や飲食、買い物などの消費や交流につながる旅行のこと。

- スポーツボランティア
  報酬を目的とせずに、スポーツの大会や教室、地域の活動などを支えるために行う協力活動のこと。競技経験の有無に関わらず参加でき、「ささえるスポーツ」の代表例。

- WBGT（暑さ指数）
  気温、湿度、日射・輻射熱などをもとに、熱中症の危険度を示す指標。運動や日常生活における熱中症予防の目安として用いられる。

- 中学校部活動の地域展開
  生徒のスポーツ・文化芸術活動を学校部活動から地域クラブ活動に展開すること。国は、従来は「地域移行」という言葉を用いていたが、地域全体で支えることによって可能となる新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とするという改革の理念等をより的確に表すため、令和8年度からの改革実行期間では、「地域展開」に名称を変更した。

- ニュースポーツ
  競技性を重視する従来のスポーツとは異なり、年齢や体力、経験などにかかわらず、誰もが気軽に楽しめるよう工夫されたスポーツの総称

- ヘルスケアデータ
  人の健康状態や生活習慣、医療・介護に関する情報を数値や記録として集めたデータのこと。個人の健康管理や、地域の健康づくり施策の検討・評価に使われる。

- ユニバーサルデザイン
  年齢、性別、障害の有無、言語、体格、使い方の違いに関わらず、できるだけ多くの人が最初から利用しやすいように、建物・製品・サービス・情報の形を考えること。